

法務省実施

定款認証に関する実態調査

調査結果（概要）

令和5年10月
法務省民事局

調査の概要

- 定款認証の実態を **定量的・客観的** に把握するため、**一定期間中** の定款認証事件 **全件** を対象として、公証人と利用者の **双方** に対してアンケート調査を実施したもの

* 調査実施期間 :

令和5年1月16日から令和5年3月31日まで (**2か月半**)

* 回答総数 :

公証人 **21,783** 事件

利用者 **5,228** 事件

{ 発起人 **1,649** 事件
専門資格者(※) **3,579** 事件

(※) 弁護士、司法書士、行政書士

* 調査の実施に当たっては、その具体的な内容・方法について、あらかじめ **規制改革推進会議スタートアップ・イノベーションWG** で議論 いただいた

* 併せて、以下の補完的な調査を実施

① 公証人に対して、過去の業務経験についてのアンケート調査を実施

② 民間事業者の協力を得て、定款作成ウェブサービス等を利用した発起人に対して、過去2年間に受けた定款認証についてのアンケート調査を実施（調査結果はR5.6.21 規制改革推進会議スタートアップ・イノベーションWG資料2－3参照）

法務省調査結果のポイント

1 定款認証の面前確認について、利便性向上のために改善すべき点が認められた

✓ ウェブ会議の利用率は1割程度にとどまる ▶ P3

✓ 面前確認の予約は、9割以上が希望どおりの日に予約をとれた一方で、
1週間以上後になったものも少数だが存在(21件、0.5%) ▶ P5

✓ 公証役場での待ち時間は、4割前後が待ち時間なしで終わった一方で、
待ち時間が15分以上かかったものも3割程度存在 ▶ P6

2 定款案の内容について公証人が指摘を行った事案は、3～4割程度 ▶ P8

- (例) ○ 定款の目的に業法規制により禁止されている内容が記載されていた
○ 取締役・取締役会等の組織構成に矛盾・不備のある内容となっていた

3 2か月半の調査期間中に、認証に至らなかつた事案は、99件(0.5%) ▶ P11

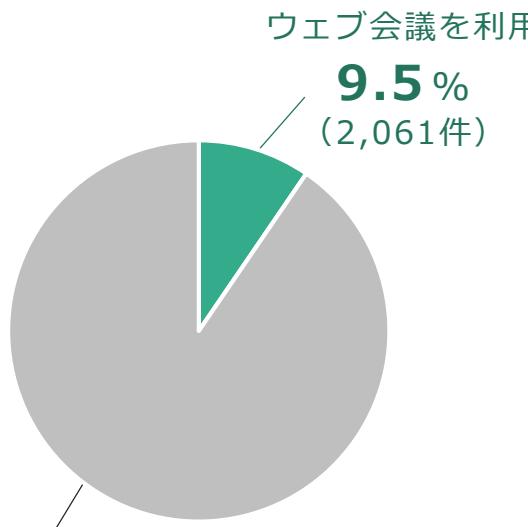
- (例) ○ 発起人の真意に疑義があり、必要資料を求めても、提出されなかつた
○ 商号が誤認を招く内容であり、検討を始めたところ、嘱託がとりやめられた

< 面前確認の実態① >

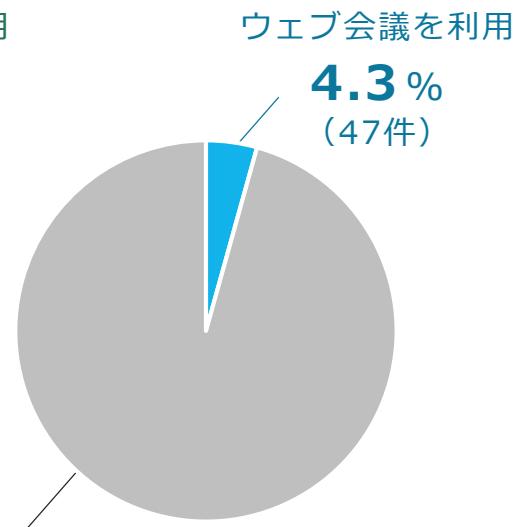
ウェブ会議の利用率は、**1割**程度

Q 面前確認の方法を選択してください。

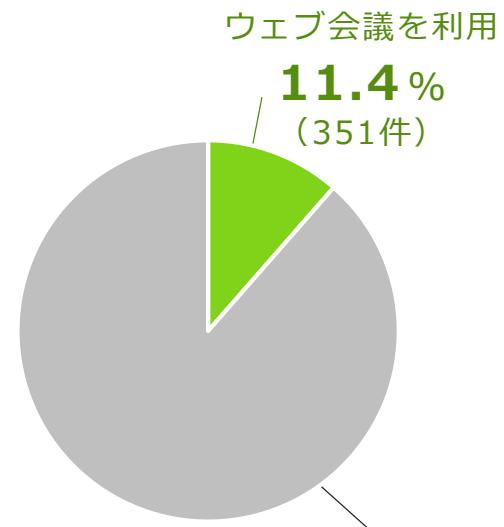
<公証人回答>



<発起人回答>



<専門資格者回答>



90.5 % (19,538件)

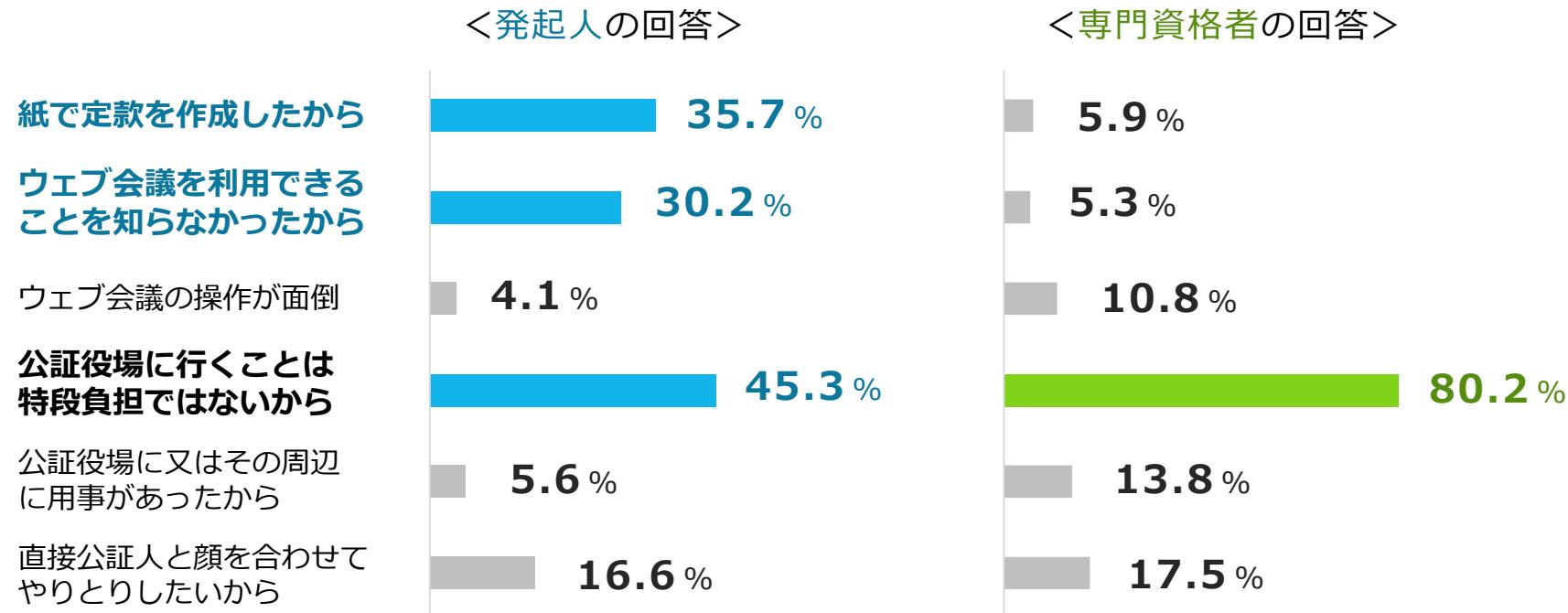
95.7 % (1,040件)

88.6 % (2,716件)

< 面前確認の実態② >

ウェブ会議を利用しなかった理由は、「公証役場に行くことは特段負担ではないから」
のほか、発起人においては、「紙で定款を作成したから」
「ウェブ会議を利用できることを知らなかったから」も3割以上存在

Q ウェブ会議システムを利用しなかった理由を選択してください。（複数回答可）



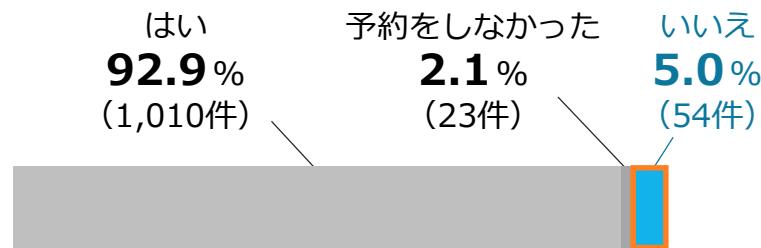
※ 面前確認の方法で「公証役場に来庁」を選択した回答者に対して質問したもの

< 面前確認の実態③ >

面前確認の**予約**は、**希望どおり**の日に予約をとれたものが**9割以上**
他方、**1週間以上後**になったものも**少数だが存在**

Q 面前確認の予約の際、希望どおりの日に予約をとることができましたか。

<発起人の回答>



<専門資格者の回答>



Q (上の問で「いいえ」を選択した回答者に対し、) 当初の希望日から何日後に面前確認を行うことになりましたか。

<発起人の回答>



<専門資格者の回答>

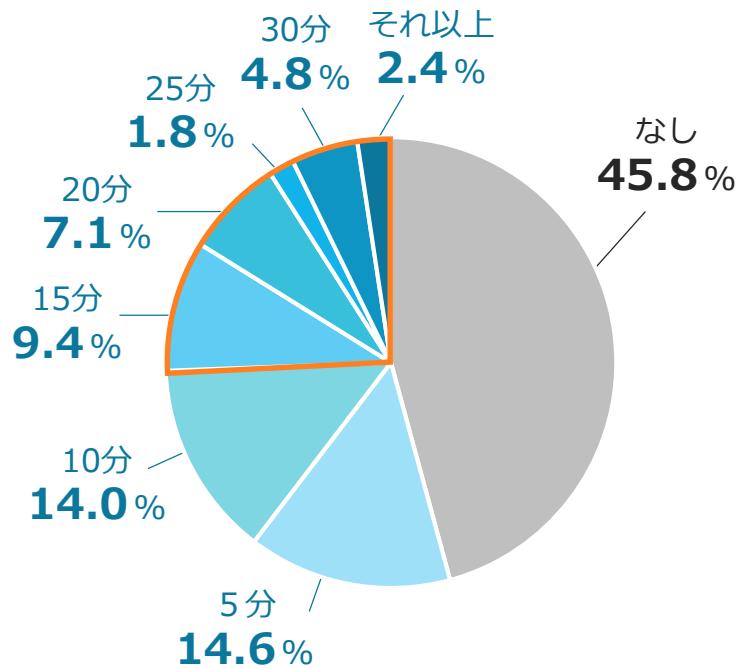


< 面前確認の実態④ >

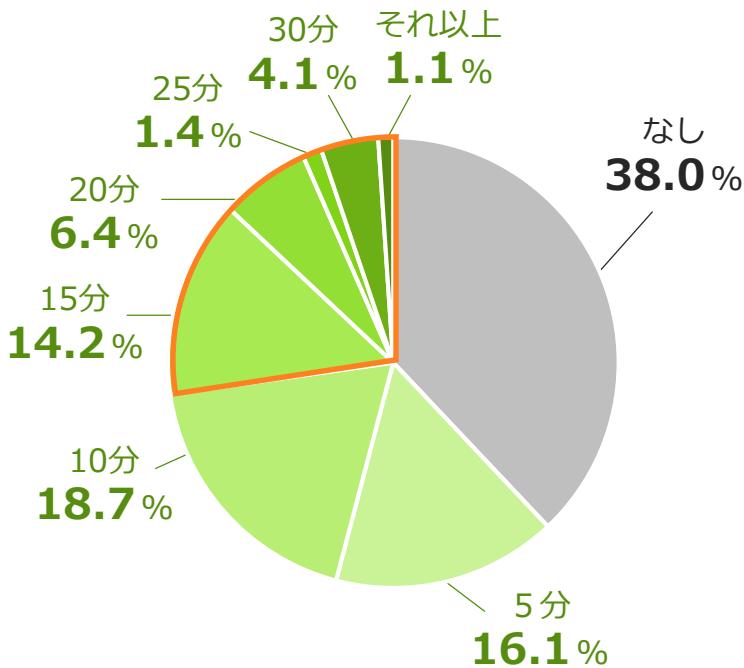
公証役場での待ち時間は、「なし」が4割前後
他方、15分程度以上も3割程度存在

Q 公証役場での待ち時間はどれくらいでしたか。最も近いものを選択してください。

<発起人の回答>



<専門資格者の回答>



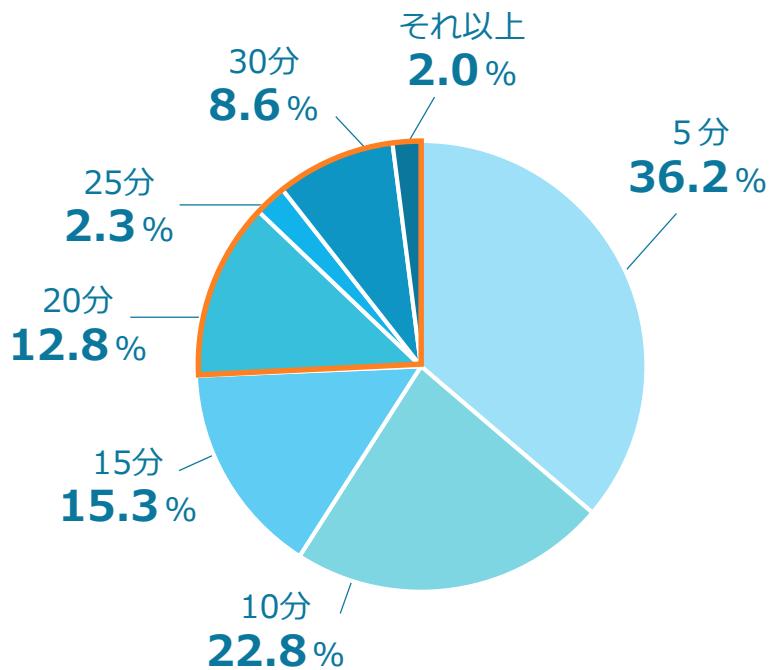
< 面前確認の実態⑤ >

面前確認の所要時間 は、 5分程度が最も多い

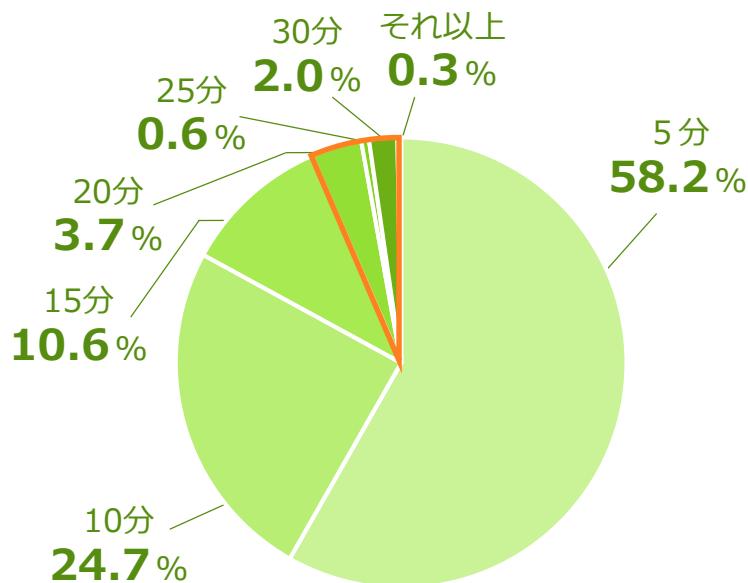
他方、発起人の場合は、20分程度以上が 25% を占める

Q 面前確認での所要時間はどれくらいでしたか。最も近いものを選択してください。

<発起人の回答>



<専門資格者の回答>

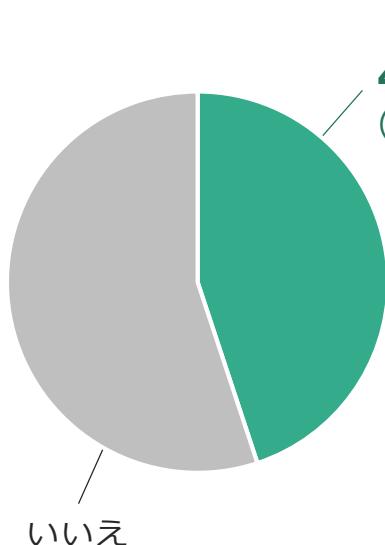


< 定款案への指摘の実態① >

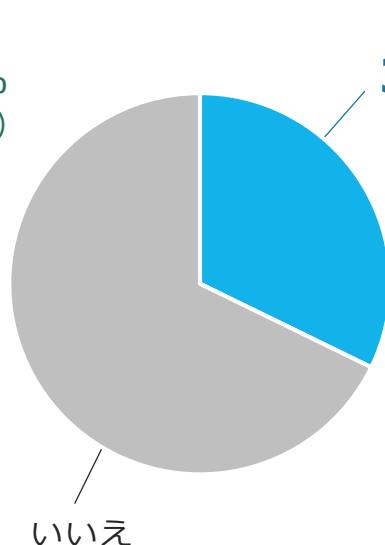
定款案の内容について公証人が**指摘を行った事案**は、**3～4割**程度

- Q (対公証人) 嘱託人から提出された定款案について、何らかの指摘を行いましたか。
(対利用者) 公証役場に提出した定款案について、公証役場から何らかの指摘を受けましたか。

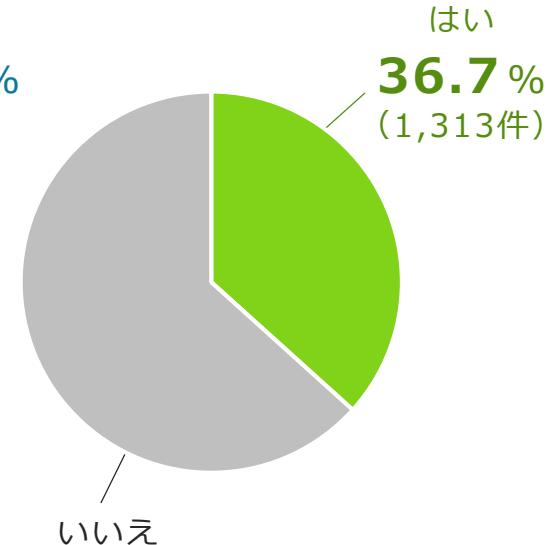
<公証人の回答>



<発起人の回答>



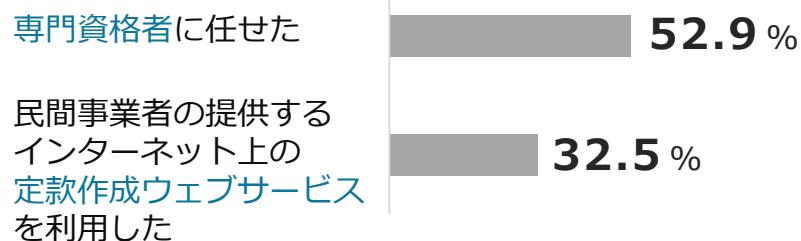
<専門資格者の回答>



< 定款案への指摘の実態② >

専門資格者に任せたケースや**定款作成ウェブサービス**を利用したケースでは、
公証人から**指摘**を受けた割合が**15%**程度

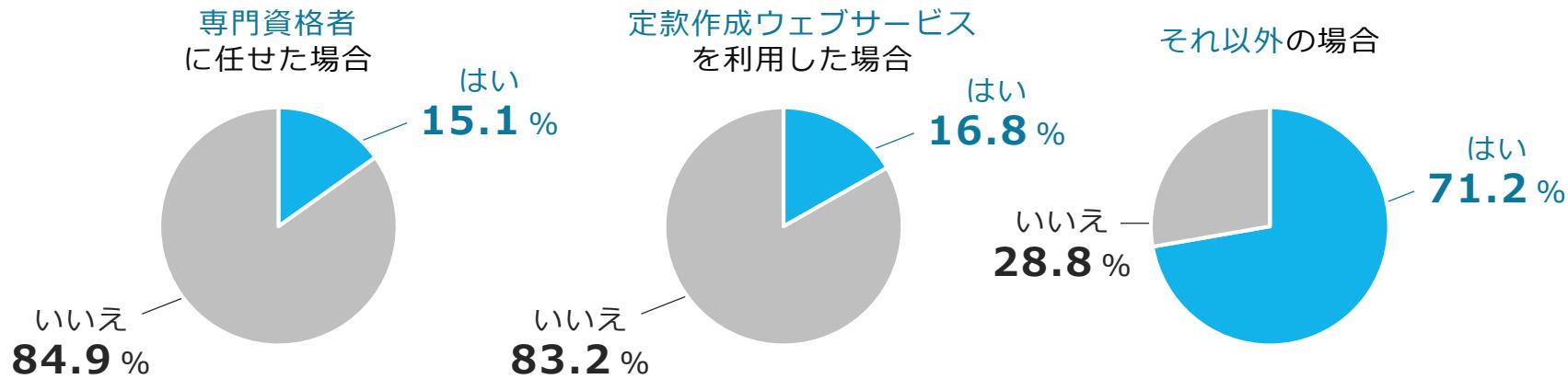
Q (対発起人) 認証を受ける定款案をどのように作成しましたか。 (複数回答可)



(参考) このほかの回答

- ・インターネット上の情報を参考にした 10.0%
- ・書籍を参考にした 7.9%
- ・公証役場から提供を受けた資料を参考にした 5.6%
- ・専門資格者以外の人に相談した 4.5%

Q 公証役場に提出した定款案について、公証役場から何らかの指摘を受けましたか。



< 定款案への指摘の実態③ >

公証人による定款案への**指摘の内容**は、**多岐にわたる**

Q 指摘の具体的な内容を記載してください。

(回答のあった事案の一例)

- **会社の目的として法令上不相当な事業**（特別な場合を除く）が記載されていたもの
(一例：警備業の派遣／学校経営／医療行為／納税申告／自家用有償旅客運送／保険業／金融商品取引業)
- **現行法令に適合しない**記載をしていたもの
(一例：目的の中で不正確又は許認可の可否に影響する法律名・法律用語を用いていた)
- **会社法令の規定に違反**するもの
(一例：絶対的記載事項が欠けて不十分であった／発起人の中に株式を引き受けない者が含まれていた)
- 定款の中での規定相互に**矛盾**が生じているもの
(一例：取締役会の存在を前提とする規定があるにもかかわらず取締役会や監査役の設置の規定がない)
- 嘱託人の**意思に沿わない内容**となっていたもの
(一例：目的中に、嘱託人が意図した事業の内容が適切に記載されていなかった)
- 嘱託人に対して**基本的な考え方を丁寧に説明**しながら、嘱託人の意向に沿った定款案になるよう指導したもの

< 認証に至らなかった事案① >

2か月半の調査期間中に、**認証に至らなかった事案**は、**99件**（約**0.5%**）

Q （対公証人）相談・嘱託があったにもかかわらず認証に至らなかったものについて、認証に至らなかった理由（把握できた範囲で）や、具体的な経緯を記載してください。

→ 回答事案数：**99 件**（約**0.5%**）

（回答のあった事案の一例）

- 商号に**著名人の氏名を無断で使用**しようとしたもの
- **業法に反する商号・目的**となっているものについて、その旨を指摘したところ、その後、嘱託がなかったもの
- 登録済みの印鑑証明書どおりの**印鑑を用意できず、印鑑登録をし直すこともできない**として、認証に至らなかったもの
- **定款に法令に反する規定が多数**あり、その修正を教示したが、その後、嘱託がなかったもの
- **実質的支配者の資料**の提出を求めたものの、**提出を拒否**され、その後、嘱託がなかったもの

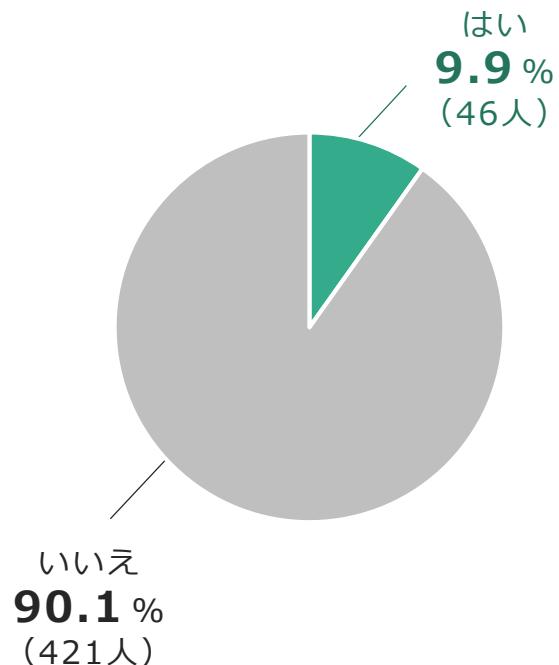
※ 面前確認の予約日当日に嘱託人が現れず、連絡にも応じなくなつたものなど、具体的な理由が明らかでないものも相当程度あった

< 認証に至らなかった事案② >

過去に **不正な起業が疑われる事案** を経験した公証人は、**9.9%**

Q (対公証人) これまで、不正な起業（成りすましによる会社設立や違法・不当な目的での会社設立）が疑われる事案はありましたか。

不正な起業が疑われる事案への対応経緯や、不正な起業だと感じた理由について、具体的に記載してください。



(回答のあった事案の具体的な経緯の一例)

- **本人確認資料**や未成年の会社設立に関する**同意書**などを求めると、「そんなことはできない」などと断られ、認証に至らなかったもの
- **本店を偽ろうとした**もの
- **誤認を生じさせる商号**を用いようとしたもの
- **出資額が疑わしい**もの
- **法律に反する事業**を行おうとするもの
- **法人を不正に売却する目的**で法人を設立しようと/orするもの